

(仮称)“こうべ”の市民福祉総合計画 2020(案)【概要版】

1. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の策定にあたって

1. “こうべ”の市民福祉

(1) 「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づく市民福祉

- 神戸市では、昭和 52 年（1977 年）に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」）を制定しました。
- 「市民福祉条例」では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。
- 市ではこれまで、この条例に基づいて市民福祉の理念を実現するための「市民福祉総合計画」を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取り組みを行ってきました。

(2) これまでの主な取り組みなど

- 平成元年「しあわせの村」の開村
- ふれあいのまちづくり協議会の結成、地域福祉センターの面的整備
- 福祉の枠組みの変化（「措置から契約」）への対応として、福祉基盤の拡充（あんしんすこやかセンターの面的整備等）と在宅サービスをはじめとした福祉サービスの充実
- 平成 23 年より多様な関係機関・関係者間のネットワークの構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワーク」の配置
- 阪神・淡路大震災時の市民・事業者・行政の協働と参画による、被災市民への支援活動の経験
- 東日本大震災後の「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」の施行と地域の実情に応じた要援護者支援の取り組みの推進

2. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化

- 本格的な人口減少社会の到来と超高齢社会の進行
- 雇用不安による生活の不安定化
- 社会から孤立する市民の存在
- 市民の地域福祉活動の変化

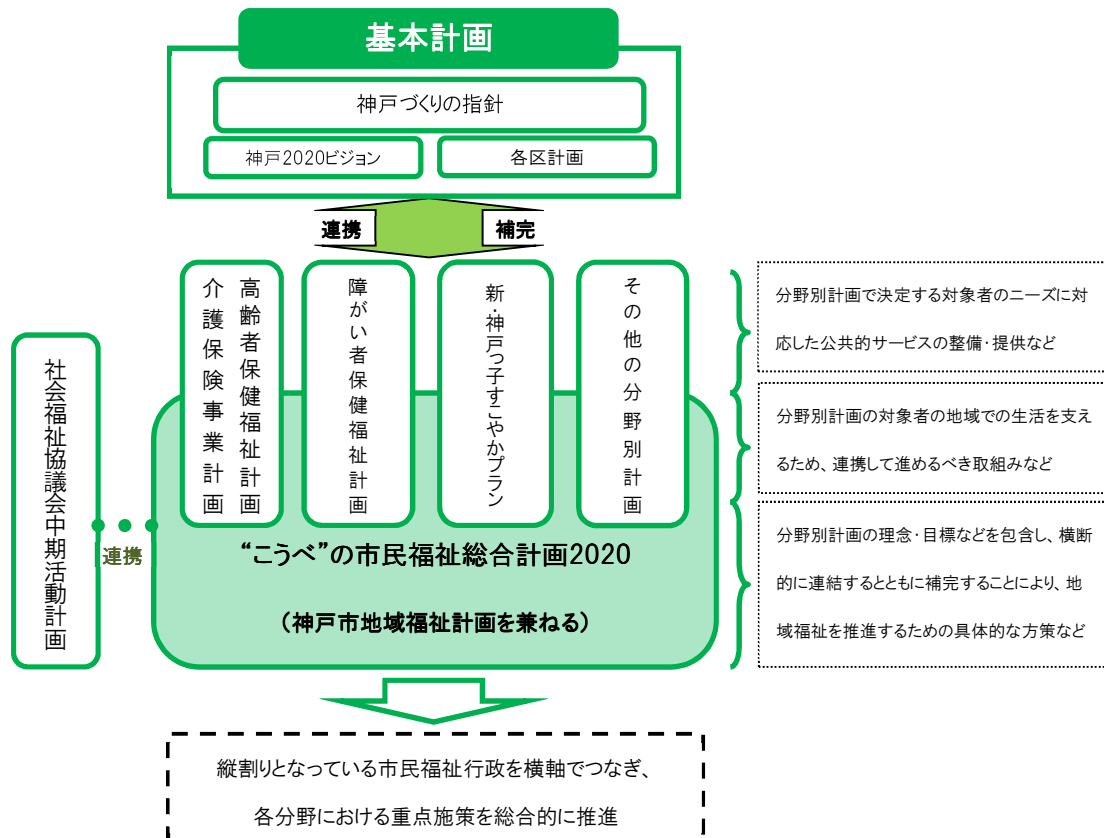
2. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の考え方

1. 計画の意義

- 市民福祉条例の理念に基づき、その時代の要請に応じた、これからの5年間に、いかに協働し、何をすべきかを示す実行計画です。
- 高齢者・障がい者・子どもなど、各分野における重点施策を総合的に推進する計画です。
- 市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

2. 計画の位置づけ

- 市民福祉条例に基づき策定される第11次（昭和52年～）の市民福祉の総合計画であり、社会福祉法に位置付けられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。
- 保健福祉分野の総合計画として、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」（目標年次：2025年）及び「神戸2020ビジョン」（目標年次：2020年度）と相互に連携・補完するものです。
- 計画期間は、平成28年度（2016年度）から32年度（2020年度）までの5年間です。



3. 計画の基本理念

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

基本理念を実現する地域福祉政策の4つの方向性

① フォーマルサービスの安定的供給

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民が地域で安全に安心して暮らせることが保障されなければなりません。フォーマルサービス（福祉サービス）が安定的に供給され、また、その人らしい生き方を尊重し、虐待等の権利侵害を受けることがないように、あたりまえの権利が当然確保される必要があります。

② 市民の能動的参画の促進

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれるため、市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていきます。また、市民が担い手として参加するだけでなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境（ローカルガバナンス）づくりが求められています。

③ 地域福祉のプラットフォームの構築

既存の制度・枠組みでは対応できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に支援に結び付け、また、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより、課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が求められています。

④ 「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも重要であるため、誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

3. “ともに取り組む” 具体的方策

1 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給

① 福祉サービスの充実

◆福祉サービスの量・質の確保、福祉人材の確保・育成、多面的な福祉情報の提供

② 包括的な相談支援体制の整備

◆多様化・複雑化する課題に対応できる仕組みと体制の構築

③ 個人情報保護と情報の共有化

◆地域福祉活動等における個人情報の保護と利用のバランスの検討

④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開

◆共生ケア（年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で共に暮らす）の取組み促進

⑤ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止

◆生活困窮者の早期支援と子どもの貧困対策に向けた関係機関の連携

(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

① 権利擁護／虐待防止の取組み

◆権利擁護事業の充実と虐待の早期発見・対応に向けた体制づくり

② ユニバーサルデザインのまちづくり

◆ユニバーサルデザインの推進、差別解消法への対応、マイノリティの支援

③ 地域での居住の安定確保への支援

◆それぞれの特性に応じた住まいの確保支援、地域と連携した住情報の提供

2 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

(1) 市民が参画できる仕組みづくり

① 市民が参画しやすい環境整備

◆地域の実情や課題の共有による市民の参画の促進

(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり

◆高齢者に対する健康づくりの意識啓発を通じた地域活動の参加促進

② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり

◆若い世代等が参加しやすい開かれた地域づくりの支援、福祉学習の推進

③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進

◆地域の社会福祉施設等と協働した地域福祉課題への取組みの推進

④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開

◆企業のCSRやCSVと結びつけるための地域課題の把握と協働による取組み

⑤ 学校を拠点とした地域交流

◆生涯学習等による地域のつながりや子どもの地域に対する愛着の醸成

(3) 市民の活動が定着するための方策

① ボランティア・NPO団体等への支援

◆団体等が行う事業内容の情報提供、活動の評価

② 地域ボランティア活動の促進

◆ボランティア活動に関心を持てる機会の充実、参加しやすい条件整備の検討

3 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 (区単位のネットワーク)

① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応

◆市・区社会福祉協議会の体制強化に向けた支援

② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり

◆区社会福祉協議会の情報集積に向けた区域におけるネットワークの充実

(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 (身近な地域におけるネットワーク)

① 地域における多様な主体による協議の場づくり

◆様々な地域課題に対応するための地域における協議の場づくり

② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携

◆ふれあいのまちづくり協議会の活動を通じた地域福祉課題の把握

③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

◆民生委員の相談や訪問活動による支援を必要とする人の早期把握

④ 医療・福祉の幅広い連携

◆医療・福祉関係機関と地域・行政・区社会福祉協議会の連携強化

(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み

① 「地域支え合い活動」の充実

◆市民・事業者・専門職・行政の協働による、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合える地域づくり

② 災害時における要援護者への支援体制の整備

◆医療・看護・介護等の専門職による要援護者相談チームの組織化、拠点的機能をもつ福祉避難所の充実

4 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

① 「しごと」の地産地育に向けたコミュニティビジネスの展開

◆コミュニティビジネスの取組み支援、生活支援サービスの充実により、地域に一般的な雇用に限らない多様な「しごと」を創出

② 多様な働き方の確保

◆中間的就労や役割・生きがいのための就労なども含めた多様な働き方を確保

4. 分野別計画の視点から

市では、本計画と併せ、高齢者保健福祉計画、障がい者保健福祉計画、健康こうべ2017、新・神戸っ子すこやかプランなどの福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画を策定し、各分野における課題解決に向けて取り組んでおり、また、神戸市社会福祉協議会においても、中期計画を策定し、地域福祉の向上のために取り組んでいます。

各分野別計画が、計画期間において、重点的に取り組む施策の方向性を示すとともに、地域福祉の視点から、地域住民との協働と連携により推進する施策の方向性を示します。

5. 計画の進行管理と評価

計画の進捗状況を確認するため、市民福祉調査委員会に小委員会を設けるなど、市民・事業者・行政がともに参加することにより、計画の検証・評価及び見直しを行い、さらに情勢の変化を踏まえた新たな協働の取組み方策の企画・立案を図っていきます。

「市民福祉」に関する、基本的な市民の行動や意識を把握することを目的とした「神戸市 市民福祉に関する行動・意識調査」の結果を、市民の視点から見た地域福祉政策に対する一つの評価指標とし、計画の実効性の検証と更なる方策の必要性の検討を行います。